

平成18年 7月 1日  
18 独 家 セ 第 3 4 3 号  
〔平成20年4月1日改正〕  
19 独 家 セ 第 1 5 6 0 号

## 独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約

### 目次

- 第1章総則（第1条・第2条）
- 第2章システムの利用（第3条～第7条）
- 第3章システム等の管理（第8条～第10条）
- 第4章雑則（第11条・第12条）

### 第1章総則

#### （目的）

第1条 この規約は、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）がインターネット（以下「WEB」という。）を活用し運営する「家畜個体識別システム・パソコン報告システム」を利用し、牛個体識別全国データベースの修正等の請求手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）WEB修正請求とは、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、公表に関する手続き」（平成15年12月1日独 家 セ 第 1 0 9 5 号）第3条第2項に定める手続（以下「修正手続き」という。）をWEBを利用して行うことをいう。
- （2）牛個体識別全国データベースインターネット修正請求受付システム（以下「システム」という。）とは、WEB修正を受付・登録するシステムをいう。
- （3）管理者とは、牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第2項に規定する者をいう。
- （4）システム利用者とは、本規約に同意した上でシステムを利用してWEB修正請求を行う者（牛の管理者から牛個体識別全国データベース修正請求の手続を委任され、WEB修正請求を行う者（以下、「代行報告者」という。）を含む。）をいう。
- （5）牛個体識別全国データベースWEB修正請求入力フォーム（以下、「入力フォーム」という。）とは、システムを利用してWEB修正請求を行う際にシステム利用者が登録する請求様式のWEBページをいう。
- （6）修正認証コードとは、システム利用者が予め入力フォームにおいて既に取得している農家コードおよびパスワードに加えて、新たに取得する4桁のセキュリティコードをいう。

## 第2章 システムの利用

### (システム利用者の責任)

第3条 システムの利用については、本規約に定める内容を遵守し、システム利用者自らの責任と判断に基づき行うものとし、改良センターに対していかなる責任も負担も負わせないものとする。

2 システム利用者が、WEB修正請求を行った場合は、適宜処理状況について牛個体識別検索システムを用いてその内容の確認を行うものとする。

3 改良センターは、システム利用者が行ったWEB修正請求の確認等を行わなかった場合又はWEB修正請求に係る審査・調査事務等の処理中のシステム利用者および第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 システム利用者は、このシステムにより取得したパスワード及び修正認証コードを営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこととする。

### (WEB修正請求の委任)

第4条 牛の管理者が、WEB修正請求を代行報告者に委任する場合は、当該手続に関し、牛の管理者と代行報告者の間で委任契約（権限の委任）がなされたものとみなすものとする。

2 牛の管理者が、代行報告者に委任した内容がWEB修正請求がなされなかったこと、又は遅延したことにより、第三者が被った損害については、改良センターは一切の責任を負わないものとする。

3 代行報告者からWEB修正請求が行われた場合は、牛の管理者の合意に基づき行われたものとみなすものとする。

### (システムの利用方法)

第5条 システム利用者は、WEB修正請求を行うに当たっては、独立行政法人家畜改良センターがホームページ上で提供する「家畜個体識別システム・パソコン報告システム」サイトにアクセスの上行うものとする。

2 システム利用者が一旦WEB修正請求を登録した後、その内容の訂正等を行う場合は改めて修正手続きを行うものとする。

### (システムに関する知的所有権)

第6条 改良センターがシステム利用者に提供する一切のシステム又はその他の著作物（本規約及びシステムの取扱マニュアルを含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者の人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、改良センターに帰属するものとする。

2 システム利用者は、改良センターがシステム利用者に提供する一切のシステム又はその他の著作物を本規約に従って利用するためにのみ使用することとする。

(システムの利用可能時間)

第7条 システムは、原則として6時から23時とする。ただし、やむを得ず行うシステムを管理する機器のメンテナンス等により、システム利用者に予告なくシステムの利用を停止する場合があるものとする。

2 システム利用者が改良センターに対して行ったWEB修正請求に係る審査・調査事務等の処理は、改良センターの審査・調査担当者の執務時間内に行うものとする。

(システムの利用の停止又は制限)

第8条 改良センターは、システム利用者に対し、次の各号の一に該当すると認められる場合は、通知することなくシステムの利用を停止又は制限することができる。

(1) システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとした場合

(2) システムを不正行為または公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとした場合

(3) システム利用者の利用の態様が、システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある場合

### 第3章システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。また、当該機器の準備に必要な手続はシステム利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

(システムの提供等に関する保証等)

第10条 改良センターは、システムの提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(非常事態等における利用の制限等)

第11条 改良センターは、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することができるものとする。

2 改良センターは、システムの利用が著しく集中しシステムに対し障害を及ぼす恐れがあると判断した場合には、システムの利用を制限することができるものとする。

### 第4章雑則

(合意管轄裁判所)

第12条 システムの利用に関連して改良センターとシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、福島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

(操作説明書等)

第13条 この規約に基づきWEB修正請求を実施するために必要なシステムの操作説明書等は、別に定めるものとする。

附則

- 1 改良センターは、本規約を改定した場合は、改良センターのホームページを通じて周知することとし、システム利用者は、システムの利用の際施行されている規約に同意の下に利用するものとする。
- 2 この規約は、平成18年7月1日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。